

特別民間法人・特別法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

法人名	社会保険診療報酬支払基金	担当部局・担当課室	保険局保険課	
		評価実施時期	令和4年3月	
根拠法令等	<p>【設立根拠法】 社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）</p> <p>【事務・事業の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条、第142条及び附則第11条 ・ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第17条 ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第160条 ・ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第26条 ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第24条 		法人類型	特別民間法人
法人概要	<p>○ 昭和22年11月にそれまで医療費の審査・支払を行ってきた日本医師会及び日本歯科医師会が解散となったため、保険診療を確保するための対応策が必要となり、昭和23年2月に暫定措置として保険医指導委員会が設置され、保険医の指導と診療報酬請求書の審査を行うこととなった。また、支払事務は、政府管掌分は社会保険協会が、組合管掌分は健康保険組合連合会支部が行うこととされた。</p> <p>○ しかし、保険医指導委員会や社会保険協会の法的責任が明確ではないこと、支払遅延が深刻化したことなどから、審査・支払を一元的に行う機関の創設が必要となり、昭和23年の第2回国会に「社会保険診療報酬支払基金法案」が提出され同年7月に成立した。</p> <p>○ このことにより、支払基金は昭和23年9月1日から業務を開始し、「全国の保険医療機関等から請求される医療費を審査したうえで、保険者ごとに取りまとめて請求し、医療機関へ支払う」という医療費の決済手続きが一元化された。</p>			
法人の事務・事業の内容	<p>①療養の給付等に係る審査・支払業務</p> <p>②退職者医療関係業務</p> <p>③介護保険関係業務</p> <p>④・前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度関係業務 ・特定健康診査等決済代行業務 ・被扶養者情報通知経由事業 <p>⑤病床転換助成業務</p> <p>⑥特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務</p> <p>⑦社会保障・税番号制度関係業務</p> <p>⑧医療機関等情報化補助業務</p>			

	<p>⑨健康スコアリングレポート作成委託業務 ⑩履歴照会・回答システムを管理運営する業務 詳細は別紙のとおり</p>
<p>法人の事務・事業の目的</p>	<p>全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(以下「保険者」という。)が、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。)の規定に基づいて行う療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者(以下「診療担当者」という。)に対して支払うべき費用(以下「診療報酬」という。)の迅速適正な支払を行い、併せて診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行うほか、保険者の委託を受けて、保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を行う。</p>
<p>関連する政策目標等</p>	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 9-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 基本目標XⅣ 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標1 電子行政推進に関する基本方針を推進すること 1-2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること</p>
<p>法人の事務・事業の実績等</p>	<p>○実績(令和3年度) ①療養の給付等に係る審査・支払:取扱件数1,128,745千件 ②退職者医療関係業務:療養給付費交付金交付額2,671千円 ③介護保険関係業務:介護給付費交付金等交付額2,933,883,211千円 ④前期高齢者の調整関係業務:前期高齢者交付金交付額3,797,026,536千円 後期高齢者医療制度関係業務:後期高齢者交付金交付額6,573,577,675千円 特定健康診査等決済代行業務:取扱件数1,559千件 被扶養者情報通知経由事業:被扶養者情報提供件数81千件 ⑤病床転換助成業務:病床転換助成交付金交付額123,735千円 ⑥特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務:支給件数9千件 ⑦社会保障・税番号制度関係業務:情報照会28,767千件、符号取得1,815千件 ⑧医療機関等情報化補助業務:補助金交付件数23千件 ⑨健康スコアリングレポート作成委託業務:作成件数21千件 ⑩履歴照会・回答システムを管理運営する業務:-</p> <p>○事業収入(令和3年度) ①療養の給付等に係る審査・支払:事務費収入等71,672,843千円 ②退職者医療関係業務:事務費拠出金収入等180,778千円 ③介護保険関係業務:事務費補助金収入等238,949千円 ④前期高齢者の調整関係業務:事務費拠出金収入等366,843千円 後期高齢者医療制度関係業務:事務費拠出金収入等434,403千円 特定健康診査等決済代行業務:事務費収入等352,867千円 被扶養者情報通知経由事業:事務費収入等41,722千円 ⑤病床転換助成業務:事務費拠出金収入等26,351千円 ⑥特定B型肝炎ウイルス給付金等支給関係業務:交付金受入収入等230,277千円</p>

	<p>⑦社会保障・税番号制度関係業務：運営負担金収入等 7,461,362 千円</p> <p>⑧医療機関等情報化補助業務：支援基金受入金等 22,445,895 千円</p> <p>⑨健康スコアリングレポート作成委託業務：医療費適正化対策推進関連事業収入 12,857 千円</p> <p>⑩履歴照会・回答システムを管理運営する業務：補助金収入等 7,956 千円</p>
国からの補助金等	別紙のとおり
法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>令和元年5月に社会保険診療報酬支払基金法が改正され、各都道府県の支部を廃止し、支部の有する権限を本部に集約するとともに、令和2年3月には「審査事務集約化計画工程表」が策定され、レセプト点検業務について、令和4年10月に、その実施場所を審査事務センター（分室）に集約することとされて、準備を進めている。</p> <p>また、令和2年に厚生労働省に設置された「審査支払機能の在り方に関する検討会」において、審査支払機能の統合的かつ効率的な在り方について、具体的な方針・工程等の議論が行われ、その工程に従って取組を進めている。</p> <p>更に、令和元年の健康保険法等一部改正法により、データヘルスの取組が業務に追加された。</p>
法人の事務・事業の必要性等・有効性	<p>医療を担当する者に対して診療報酬の迅速適正な支払いを行い、併せて診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行うほか、保険者の委託を受けて、保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を行うとともに、国民の保健医療の向上や福祉の増進につながるデータヘルスの取組を重点的に進めることが必要である。</p>
法人の事務・事業の執行体制の適格性	<p>○事務・事業の実施に関する監督体制の適格性</p> <p>特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、事務監査を実施し、監督体制の適格性を確認している。</p> <p>毎事業年度の予算・決算の認可に伴って、毎事業年度の事業計画及び事業報告について提出させ、支払基金の業務の現状や今後の見通しについて確認することにより、事業実施に関する適格性を確認している。</p> <p>○法人の事務・事業実施主体としての適格性</p> <p>支払基金は、保険者が行う療養給付等に係る費用や医療機関等から提出される診療報酬を迅速適正な審査・支払を行うほか、保険者の委託を受けて行う国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析や、その結果の活用の促進に関する事務を行っている。また、審査支払機関改革により、審査事務の効率化や集約化等を進めておりコスト削減等による事業改善も継続的に行っていることから、事務・事業実施主体としての適格性を担保している。</p>
政策効果の把握の手法及びその結果	<p>規制改革推進会議「医療・介護ワーキング・グループ」において、規制改革で規定される事項に対するフォローアップを実施し、着実に進んでいることを確認している。</p> <p>また、「審査支払機能の在り方に関する検討会」の工程表に基づくフォローアップも併せて実施する。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>令和4年10月に実施される審査事務の集約に向けた準備を着実に進めているが、令和2年7月17日閣議決定の規制改革実施計画において、審査事務センター分室の廃止の検討や業務・体制等の継続的な検討について記載されており、令和4年10月の審査事務集約の実施状況を踏まえて検討していく。</p>
<p>備考</p>	

○事務・事業の構造等（令和3年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (令和3年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (令和3年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (令和3年度)		
			内訳（名称）	（額）	法人名	額	
①療養の給付等に係る審査・支払業務	<p><事務・事業の内容> 保険者からの委託による療養の給付等に係る審査・支払及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付</p> <p><根拠法令等> 社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条</p>	13,902,816	合計	14,161,934	-	-	
			国費	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	8	-	-
			自己収入	診療報酬収入等	14,161,927	-	-
②退職者医療関係業務	<p><事務・事業の内容> 保険者からの拠出金の徴収及び市町村に対する療養給付費等交付金の交付等</p> <p><根拠法令等> 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第17条</p>	9,897	合計	17,880	-	-	
			国費	-	-	-	-
			自己収入	療養給付費等拠出金収入等	17,880	-	-
③介護保険関係業務	<p><事務・事業の内容> 医療保険者からの納付金の徴収及び市町村に対する介護給付費交付金の交付等</p> <p><根拠法令等> 介護保険法（平成9年法律第123号）第160条第1項</p>	2,934,132	合計	3,353,546	-	-	
			国費	介護保険業務補助金	239	-	-
			自己収入	介護給付費・地域支援事業支援納付金収入等	3,353,307	-	-
④高齢者医療関係業務	<p>○前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整関係業務</p> <p><事務・事業の内容> 保険者からの前期高齢者納付金等の徴収及び保険者に対する前期高齢者交付金の交付等</p> <p><根拠法令等> 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条第1項第1号</p>	3,798,534	合計	3,801,489	-	-	
			国費	前期高齢者特別負担調整交付金収入	10,000	-	-
			自己収入	前期高齢者納付金収入等	3,791,489	健康保険組合等	3,797,840
	<p>○後期高齢者医療制度関係業務</p> <p><事務・事業の内容> 保険者からの後期高齢者支援金等の徴収及び後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者交付金の交付等</p> <p><根拠法令等> 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条第1項第2号</p>	6,574,427	合計	6,945,992	-	-	
			自己収入	後期高齢者支援金収入等	6,945,992	-	-
	<p>○特定健康診査等に係る費用の決済代行業務関係業務</p> <p><事務・事業の内容> 特定健診等に係る費用の保険者への請求及び特定健診等機関への支払</p> <p><根拠法令等> 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条第2項</p>	12,247	合計	12,294	-	-	
自己収入			特定健診等事業収入等	12,294	-	-	
<p>○被扶養者情報通知經由事業関係業務</p> <p><事務・事業の内容> 保険者からの被扶養者情報の受付及び後期高齢者広域連合に対する当該情報の提供</p> <p><根拠法令等> 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第139条第2項</p>	30	合計	42	-	-		
		自己収入	42	-	-		
⑤病床転換助成事業関係業務	<p><事務・事業の内容> 保険者からの病床転換支援金等の徴収及び都道府県に対する病床転換助成交付金の交付等</p> <p><根拠法令等> 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第11条第1項</p>	167	合計	177	-	-	
			国費	-	-	-	-
			自己収入	事務費収入等	177	-	-
⑥特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務	<p><事務・事業の内容> 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給等</p> <p><根拠法令等> 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第26条</p>	238,276	合計	238,390	-	-	
			国費	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	238,390	-	-
			自己収入	雑収入等	0	-	-

○事務・事業の構造等（令和3年度）

⑦ 社会保障・税番号制度関係業務	<事務・事業の内容> 保険者からの委託に基づき、社会保障・番号制度における情報提供ネットワークを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務並びに運用・保守に関する業務 <根拠法令等> 社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条	6,663	合計	7,461	-	-	
			国費	補助金	4,987	-	-
			自己収入	運営負担金収入等	2,474	-	-
			合計	22,446	-	-	
⑧ 医療機関等情報化補助業務	<事務・事業の内容> 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく、オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援及び電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援 <根拠法令等> 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 第24条	22,446	合計	22,446	-	-	
			国費	-	-	-	-
			自己収入	支援基金からの受入金等	22,446	-	-
			合計	13	-	-	
⑨ 健康スコアリングレポート作成委託業務	<事務・事業の内容> 厚生労働省からの委託に基づき、保険者（健康保険組合、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合）の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等に関する健康スコアリングレポートの作成業務 <根拠法令等> 社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条	13	合計	13	-	-	
			国費	医療費適正化対策推進関連事業費	13	-	-
			自己収入	-	-	-	-
			合計	8	-	-	
⑩ 履歴照会・回答システムを管理運営する業務	<事務・事業の内容> オンライン資格確認等システムの基盤において保持している保持している個人単位化された被保険者番号の履歴情報を活用し、医療保険レセプト情報、特定健診等情報のデータベース（NDB）及び介護保険レセプト情報のデータベース（介護DB）等の連結情報の提供及び運用 <根拠法令等> 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 第24条	3	合計	8	-	-	
			国費	補助金	8	-	-
			自己収入	-	-	-	-
			合計	8	-	-	

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
 <令和3年度決算合計>

		合計	〇〇特別会計	△△特別会計	☆☆特別会計
特別会計	法人合計（百万円）				
	該当なし				